

# 福岡市景観計画

Landscape Plan of FUKUOKA City

地区別編

## はかた駅前通り地区 都市景観形成地区



## はじめに

本市では、豊かな自然と悠久の歴史に培われた風格のある美しいまちなみを創造していくため、「福岡市都市景観条例」及び「福岡市景観計画」を制定し、市民・事業者との共働のもと、景観形成の誘導や都市景観賞などの各種施策を展開し、市民が愛着を持ち魅力を感じる景観づくりを推進しています。

「福岡市景観計画」は、景観法の制定を受けて、これまでの取り組み姿勢を踏襲しつつ、魅力ある都市景観の形成に向けた施策の充実とより一層の実効性の確保を目的に策定したものです。

この景観計画では、地域の特性を活かした魅力ある景観の形成に向け、福岡市全域を景観計画区域とするとともに、市を代表する地区や個性ある地区など特に景観形成を図るべき地区を都市景観形成地区として指定し、きめ細やかな景観形成の誘導を行うこととしています。

「はかた駅前通り地区」は、博多駅地区と天神地区をつなぎ、博多のまちの新たなシンボルとなる魅力的な都市景観の形成を図ることを目的として、平成23年7月に都市景観形成地区の指定をしています。



(はかた駅前通り)

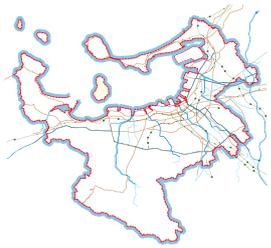
## 目次

1	区域.....	1
2	届出対象行為.....	2
3	景観形成方針.....	3
4	景観形成基準.....	3
5	景観形成基準の解説.....	8
6	はかた駅前通りの将来像.....	12

## \* 福岡市における景観形成誘導の考え方 \*



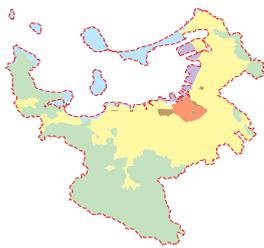
市全域の景観形成方針



魅力と心地よさが感じられる大都市の賑わいと地方都市の優しさが調和した都市景観の形成を目指します。



ゾーンごとの景観形成方針



地域の特性や上位計画における将来の都市構造などを基としたゾーニングによるきめ細やかな景観形成を目指します。



都市景観形成地区における景観形成方針



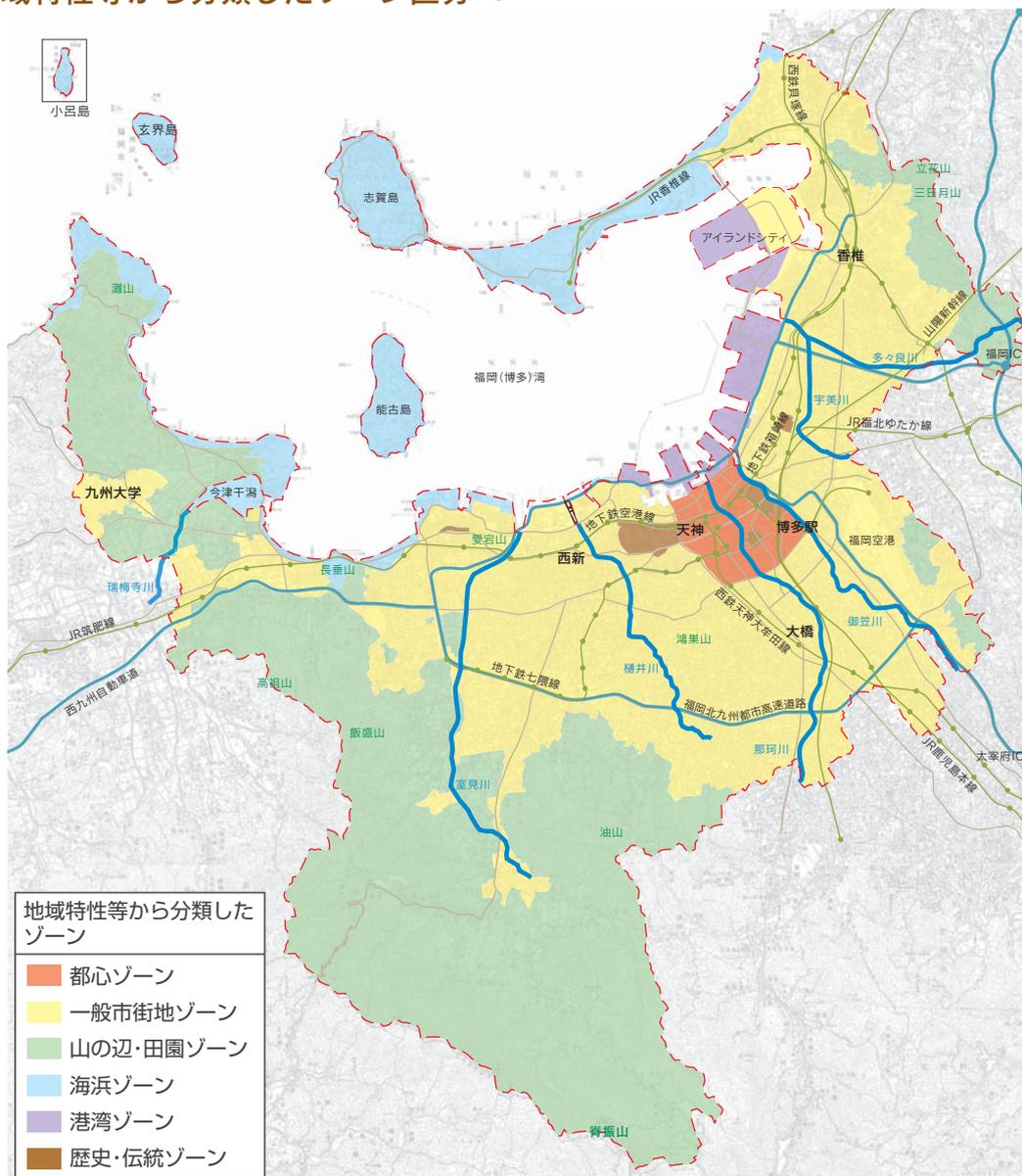
地区の個性や特性に応じた景観形成を目指します。

### 1 市全域における景観形成の誘導

### 2 都市景観形成地区における景観形成の誘導

市全域やゾーンごとの景観形成方針・基準のほか、都市景観形成地区における景観形成方針・基準が適用されます。なお、市全域やゾーンごとの景観形成方針・基準については、福岡市景観計画本編をご参照下さい。

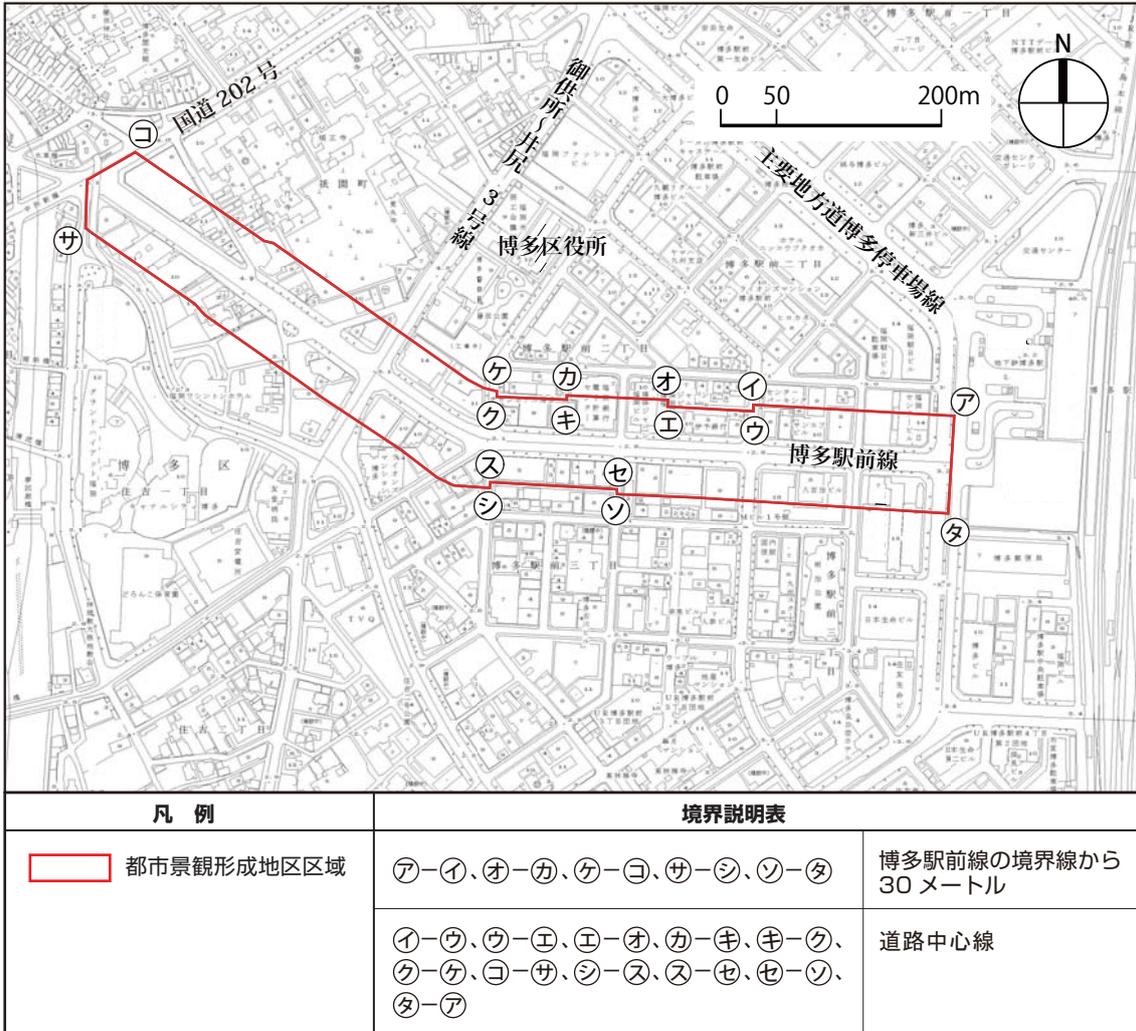
## \* 地域特性等から分類したゾーン区分 \*



# 1 区域



はかた駅前通り地区都市景観形成地区の区域は、下記のとおりです。



## 2 届出対象行為

建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を届出対象とします。また、木竹の伐採を届出対象行為とします。

※ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は届出の適用除外とします。

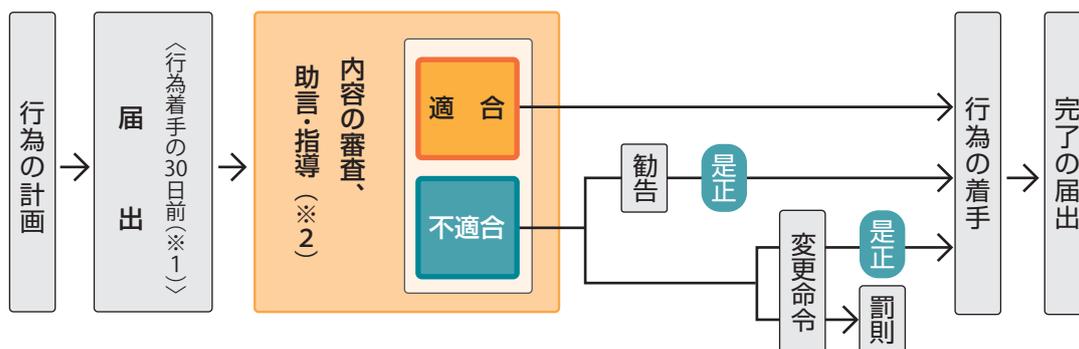
※ 届出対象行為のうち、建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を景観法第17条による特定届出対象とします。

※ 工作物は次に掲げるものとします。

- (1) 門、へい、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 高架水槽、屋上に設置する冷却塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 記念塔その他これらに類するもの
- (5) 電波塔その他これらに類するもの
- (6) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
- (7) 護岸、堤防その他これらに類するもの
- (8) 街灯、照明灯その他これらに類するもの
- (9) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (10) 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
- (11) 水道、電気その他これらに類するものの供給施設
- (12) ごみ置場その他これに類するもの
- (13) その他市長が指定するもの

なお、屋外広告物については、屋外広告物法による許可を要することとなります。

### \* 景観形成の誘導の流れ（届出手続き）\*



※1 原則、届出後30日間は行為に着手できません。また、場合により90日間まで延長する場合があります。

※2 都市景観アドバイザーの意見を踏まえた助言・指導を行う場合があります。

# 3 景観形成方針



博多駅地区と天神地区をつなぎ、博多のまちの新たなシンボルとなる魅力的な都市空間の形成を目的として、当地区の景観形成方針を次のとおり定めます。

- 美しさ、風格、賑わいの感じられる空間の形成を図る。
- 緑やオープンスペースのネットワークを創出することにより、快適で潤いのある歩行者空間の形成を図る。
- 多様な人が交流し、楽しさとぬくもりが感じられるアメニティ空間の創出を図る。

# 4 行為の制限



景観形成基準は、下記のとおりです。

## ①建築物等

		行為の制限
建築物	用途	1. 都市計画道路博多駅前線（以下「博多駅前線」という。）に面した建物の低層部（1階及び2階）は可能な限り店舗、サービス施設等の用途とする。
	壁面の位置の制限	1. 博多駅前線の道路境界線から、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は1.5mとする。ただし、やむを得ない場合、建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は1.5mとする。
	形態・意匠	1. 周辺のまちなみとの調和を図る。
	色彩	1. 外壁の色彩については、彩度6.0以下とする。 2. 彩度6.0を超える色彩を使用する場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各壁面の見付面積の10%以内とする。 3. 上記にかかわらず、自然素材に彩色を施さずに使用したものは、この限りではない。
付属設備	屋外照明	1. サーチライトは設置してはならない。
	その他の付属設備	1. 反射板を使用した回転灯は設置してはならない。ただし、駐車場出入口についてはこの限りでない。

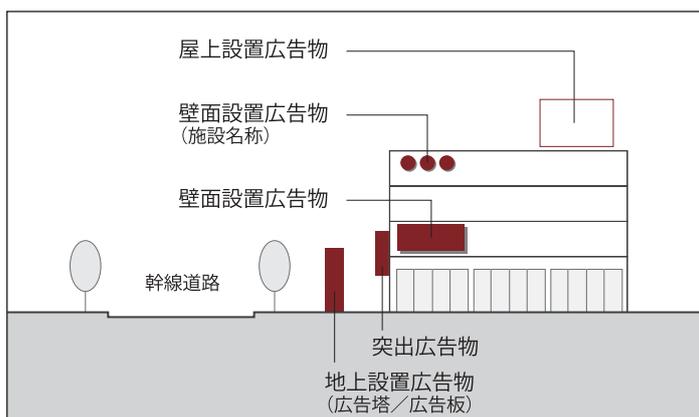
## ②屋外空間

行為の制限	
沿道空間・敷地内広場	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 積極的な緑化を図る。</li> <li>2. 通りに華やかさを演出するため、オープンカフェや花壇、ストリートファニチャー等の設置に配慮する。</li> <li>3. 通り抜け通路の確保に配慮する。</li> </ol>
駐車場	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 駐車場出入口は、可能な限り博多駅前線に面して設置してはならない。</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動販売機は、博多駅前線に直接面して設置してはならない。</li> </ol>

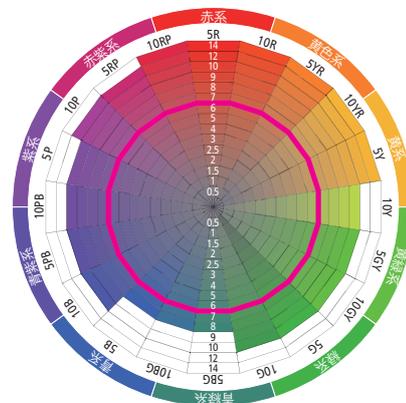
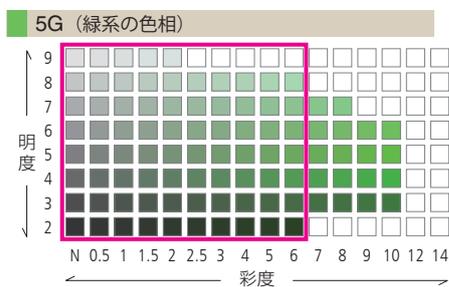
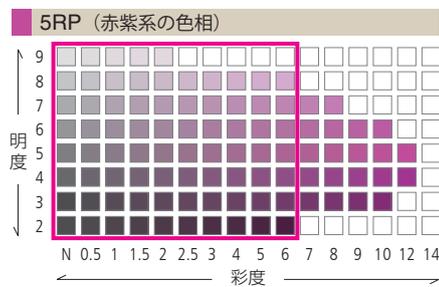
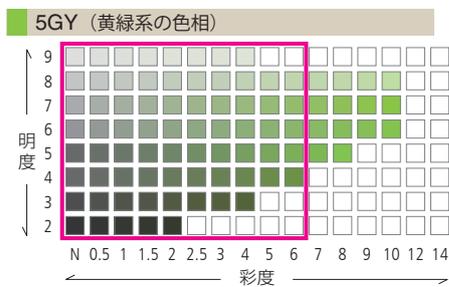
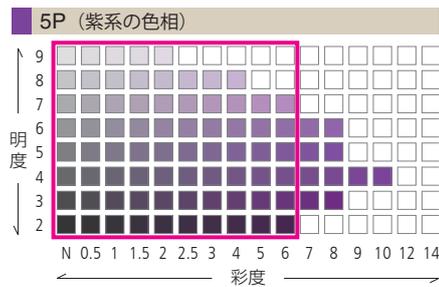
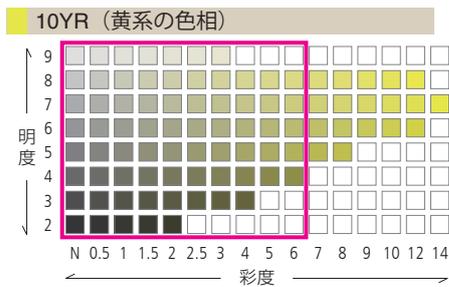
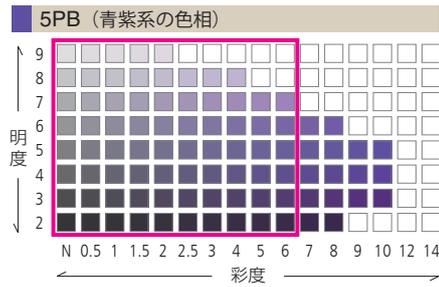
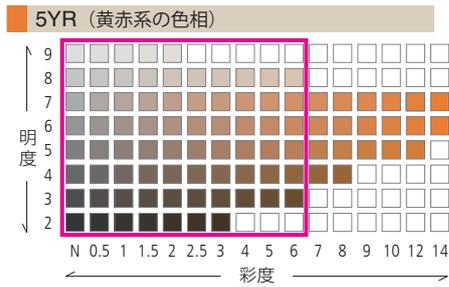
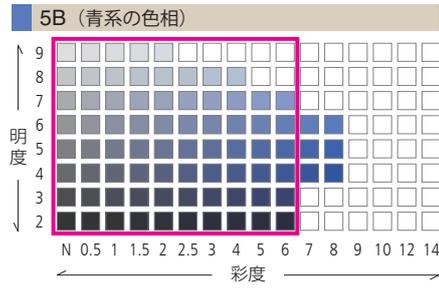
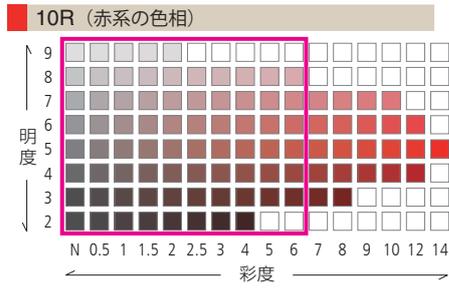
## ③屋外広告物

行為の制限	
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 周辺と調和した、質の高い広告物の設置に努める。</li> <li>2. 広告物（博多駅前線に直接面しないものは除く。）については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自家用広告物に限る。</li> <li>(2) ネオン管の露出、点滅する広告物（屋外ビジョンは除く。）は設置してはならない。</li> <li>(3) 蛍光塗料及びこれに類するものは使用してはならない。</li> <li>(4) 道路の上空に係る広告物は設置してはならない。ただし、一般公共の用に供される駐車施設の利用に関する必要最低限のサインを設置する場合は、この限りではない。</li> <li>(5) 窓面に広告物を設置する場合は、低層部（1階及び2階）に限る。</li> </ol> </li> </ol>
屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設置してはならない。ただし、掲出する広告物が屋上設備等の隠ぺいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであるものについては、この限りでない。</li> </ol>
壁面設置広告物・突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 壁面設置広告物及び突出広告物（博多駅前線に直接面しないものは除く。）の表示面積の合計は、壁面1面につき壁面面積の6分の1以下とする。</li> </ol>

## ■用語の定義



建築物の外壁に使用できる色彩の範囲



建築物

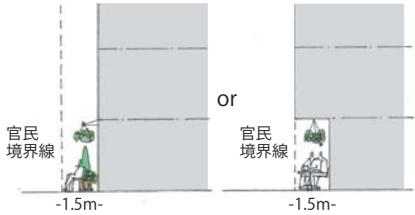
※この図は印刷のため、正確な発色ではない場合があります。



# 5 景観形成基準の解説

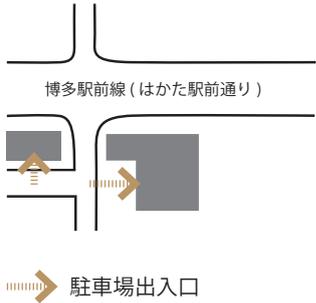


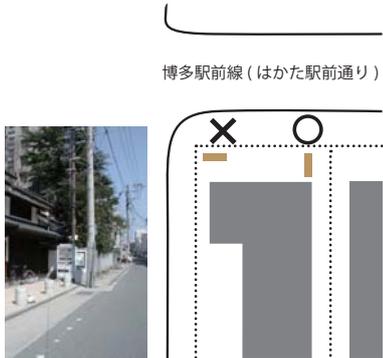
## ①建築物等

対象	行為の制限	解説・イメージ
用途	<p>1. 都市計画道路博多駅前線（以下「博多駅前線」という。）に面した建物の低層部（1階及び2階）は可能な限り店舗、サービス施設等の用途とする。</p>	<p>○賑わい溢れる歩行者空間の形成に向けて、低層部には不特定多数の来街者が利用する店舗やサービス施設等の商業空間を設置しましょう。</p>  <p>サービス施設のイメージ</p>
建築物	<p>1. 博多駅前線の道路境界線から、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は1.5mとする。ただし、やむを得ない場合、建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は1.5mとする。</p>	<p>○魅力ある歩行者空間の形成に向けて、歩道空間だけでなく、民有地内においても壁面を後退させ、緑化やオープンカフェ、ストリートファニチャー等の設置を図りましょう。</p>  <p>オープンカフェのイメージ</p> <p>○小規模敷地でやむを得ない場合についても、1階部分だけは壁面を後退し、歩行者空間の賑わい形成に努めましょう。</p> 

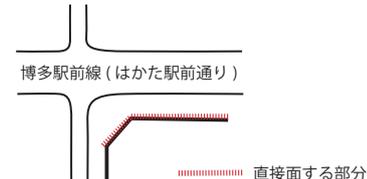
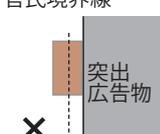
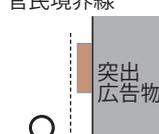
建築物	形態・意匠	1. 周辺のまちなみとの調和を図る。	 <p>調和のとれたまちなみのイメージ</p>
	色彩	<p>1. 外壁の色彩については、彩度6.0以下とする。</p> <p>2. 彩度6.0を超える色彩を使用する場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各壁面の見付面積の10%以内とする。</p> <p>3. 上記にかかわらず、自然素材に彩色を施さずに使用したものは、この限りではない。</p>	<p>○外壁の色彩は、街並みを形成する上で重要な要素であるため、過度な色彩が氾濫しないような配慮が必要です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>落ち着いた色の外壁のイメージ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>アクセントカラーのイメージ</p> </div> </div> <p>○使用できる自然素材には、無着色の石材や木材などが考えられます。</p>
付属設備	<p>1. サーチライトは設置してはならない。</p> <p>2. 反射板を使用した回転灯は設置してはならない。ただし、駐車場出入口は除く。</p>	<div style="text-align: center;">  <p>サーチライトのイメージ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>回転灯のイメージ</p> </div>	

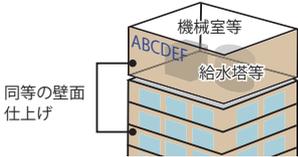
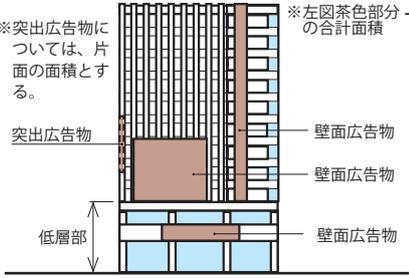
②屋外空間

対象	行為の制限	解説・イメージ
沿道空間・敷地内 広場	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 積極的な緑化を図る。</li> <li>2. 通りに華やかさを演出するため、オープンカフェや花壇、ストリートファニチャー等の設置に配慮する。</li> <li>3. 通り抜け通路の確保に配慮する。</li> </ol>	<p>○魅力ある歩行者空間の形成に向けて、民有地内に花や緑等の設置を図りましょう。</p>  <p>花壇設置のイメージ</p> <p>○背後の街区にも賑わいを波及させ、通りに厚みを持たせるために、民有地内において、不特定多数の歩行者が通り抜けできる通路の確保に配慮しましょう。</p>  <p>通り抜け通路のイメージ</p>
駐車場	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 駐車場出入口は、可能な限り博多駅前線に面して設置してはならない。</li> </ol>	<p>○歩行者が楽しく歩ける空間の形成に向けて、歩行者の通行を妨げるような出入口は可能な限り設けないようにしましょう。</p>  <p>博多駅前線（はかた駅前通り）</p> <p>● 駐車場出入口</p>

<p>その他</p>	<p>1. 自動販売機は、博多駅前線に直接面して設置してはならない。</p>	<p>○自動販売機は、景観上、風格を損なうものとして設置は好ましくありませんが、やむを得ない場合については、直接通りに面さないように設置してください。</p>  <p>博多駅前線（はかた駅前通り）</p>
------------	--	--

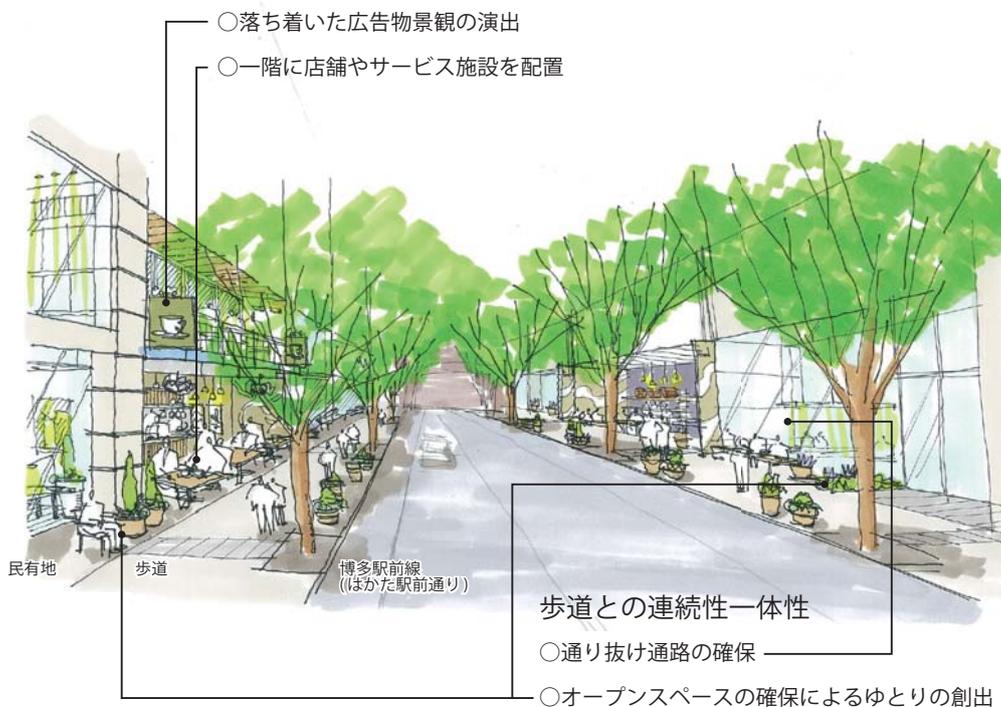
③屋外広告物

行為の制限	
<p>共通事項</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>1. 周辺と調和した、質の高い広告物の設置に努める。</p> <p>2. 広告物（博多駅前線に直接面しないものは除く。）については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自家用広告物に限る。</p> <p>(2) ネオン管の露出、点滅する広告物（屋外ビジョンは除く。）は設置してはならない。</p> <p>(3) 蛍光塗料及びこれに類するものは使用してはならない。</p> <p>(4) 道路の上空に係る広告物は設置してはならない。ただし、一般公共の用に供される駐車施設の利用に関する必要最低限のサインを設置する場合は、この限りではない。</p> <p>(5) 窓面に広告物を設置する場合は、低層部（1階及び2階）に限る。</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>○屋外広告物は、通りの景観を形成する重要な要素であるため、過度に掲出されないよう自家用広告物に限定して、適切に表示される必要があります。</p> <p>※自家用広告物とは、自己の氏名、名称、商店、商標等または自己の事業、営業の内容を、自己の住所または事業所、営業所等に表示するもの。</p> <p>○博多駅前線に直接面する広告物について</p>  <p>博多駅前線（はかた駅前通り）</p> <p>直接面する部分</p> <p>○突出広告物について</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>官民境界線</p>  <p>突出 広告物</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>官民境界線</p>  <p>突出 広告物</p> </div> </div> </div> </div>

<p>屋上設置広告物</p>	<p>1. 設置してはならない。ただし、掲出する広告物が屋上設備等の隠ぺいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであるものについては、この限りでない。</p>	<p>○屋上設備等の隠ぺいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであれば、屋上設置広告物も掲出できます。</p> 
<p>壁面設置広告物・突出広告物</p>	<p>1. 壁面設置広告物及び突出広告物（博多駅前線に直接面しないものは除く。）の表示面積の合計は、壁面1面につき壁面面積の6分の1以下とする。</p>	<p>壁面広告物+懸垂幕+突出広告物          (=1壁面に取り付けられた広告物全ての総面積<sup>※</sup>)  <math>\leq</math>建築物の1壁面面積<math>\times</math>1/6</p>  <p>※突出広告物については、片面の面積とする。          ※左図茶色部分の合計面積</p>

# 6 はかた駅前通りの将来像

## はかた駅前通りの街なみづくり



はかた駅前通り地区

オープンスペース等の賑わいの空間のイメージ



街路樹と調和した空間のイメージ



スカイラインが整ったビル群のイメージ



夜間の賑わい演出のイメージ



お問い合わせ先

---

福岡市 住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室

TEL : 092-711-4395      FAX : 092-733-5590

E-mail : [toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp)